

# 特集

## 暮らしの基盤と地域福祉

特集にあたって

### 日々の暮らしにおける権利保障

峰島 厚

みねしま あつし  
立命館大学、本誌編集委員

本特集の趣旨は、ここ10年の障害者福祉の到達点と課題について、「暮らしの基盤と地域福祉」という視角から問題提起することにある。

2011年8月の障害者基本法改定は、多くの制約をもつものの、第1条(目的)に「等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」と明記し、法理念を充実させた。新自由主義、新保守主義による社会保障構造改革、社会福祉基礎構造改革を押しすすめ、権利としての社会保障・社会福祉を大改悪してきたここ10年の施策動向のなかでは、異例なことと言える。日本における生存権保障、及びそれに対する公的責任を具体化していくうえでも、障害者福祉のこれら展開は重要な意義をもつ。

これは、明らかにこの間の障害者運動の高揚によるものだろう。本特集では、こうした社会保障・社会福祉の大改悪のなかで築いてきた障害者福祉の到達点に、地域福祉、すなわち日々の暮らしにおける生活行動レベルでの権利保障の到達点を論じるという枠組みを設定し、それぞれのテーマについて検討している。具体的には、住まい、就労生活、暮らしにおける私人間も含めた差別、消費生活、パーソナル生活という枠組みとした。この枠組みで妥当かどうかもさらに検討を深めていく必要がある。

巻頭にあたり、ここで一般的な権利保障の到達点として課題を提起する。

第一に、権利保障の普遍性をいかに実現するかである。「骨格提言」に「支援を必要としている全ての障害者をもれなく支援の対象とする

べき」とあるのは、単なるスローガンではなく、ここへ来てこれまでもれてきた人の問題を我々がリアルに把握するまでに至り、「もれをなくす」と言うかけ声にとどまらず、もれてきた人たちを包摂できる制度や運動の構築が課題となっていることを示している。「遅れた分野」に本格的に取り組むことも課題である。たとえば、国民一般にとってノーマルな就労を、障害者にもごくノーマルにしていくための理念転換も含めた新たな方向の本格的な模索への始動が課題となってきている。

第二に、権利保障の実質化を図ることである。自由と平等な権利の保障を日々の暮らしのレベルで具体的に実現していくことを要請してきている流れが、サービス利用等における選択保障の動きにもつながっている。生活とは、消費生活だけではなく、地域住民・地域資源との関係の中で営まれているものであり、この関係を通してでしか生活はつくられない。ここを運動の射程にしていく方法などの検討が求められる。

第三に、権利保障における個の固有な側面にいかに、どこまで対応するかである。生活行動における個の固有な側面は個の価値観等が当然に入っている。合理的配慮という方法だけではない、新たな権利保障の方法が求められる。

今後は、今回とりあげた各論のテーマごとに特集が組めるまでにこの分野の研究運動が進展することを期待したい。